

沖縄県所得向上応援企業認証制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、給与所得向上に積極的に取り組む企業に対して県が認証し、社会的に評価される仕組みをつくるとともに企業の自主的な活動を促し、もって県民の給与所得の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、企業とは、県内に本社又は事業所があり、1年以上常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人又は個人事業者をいう（国及び地方公共団体、公企業を除く）。

(認証)

第3条 知事は、継続的に生産性を高めつつ給与向上に積極的に取り組む企業を『沖縄県所得向上応援企業』として認証することができる。

2 知事は、前項の規定により企業を認証したときは、当該認証の申請者に『沖縄県所得向上応援企業』認証書を交付するとともに、認証した企業の概要及び評点、認証の基準となる取組の内容等について広く周知を図るものとする。

(申請)

第4条 前条の認証を受けようとする企業は、次項に規定する申請企業の前提条件を満たすことを確認のうえ、「沖縄県所得向上応援企業認証申請書（様式第1号）」及び評価申請書（様式第1号別紙）、評価申請の内容を証明する資料を知事に提出するものとする。

2 申請企業の前提条件

- (1) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれら営業の一部を受託する営業を行う組織でないこと。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号（マージャン、パチンコ店等）または第8号（ゲームセンター等）に規定する営業を行う組織でないこと。
- (2) 企業の構成員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員等が企業の経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - イ 暴力団員等が企業の経営に実質的に関与していると認められる関係を有す

ること。

ウ 企業の構成員もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

エ 暴力団員等に対して、暴力団員等と知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

オ 企業の構成員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(3) 沖縄県内において直近3年間、労働関係法令の重大な法令違反がないこと。

また、その他の法令についても直近3年間重大な法令違反がないこと。

(4) 今後も中長期的に事業運営の見通しと意志があり、認証を受けるために生産性を高めつつ給与向上に積極的に取り組む意志が経営者にあること。

(5) その他、本認証制度の趣旨に照らし、適当と認められること。

(認証基準)

第5条 知事は、別紙1で定める沖縄県所得向上応援企業認証評価基準に基づき、評点が60点以上となる場合、これを認証する。

(評価基準遵守状況の報告)

第6条 認証を受けた企業は、決算月末日の翌日から起算して3ヵ月以内に評価基準遵守状況報告書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

(状況確認)

第7条 知事は、認証を受けた企業に対し、必要に応じて取組状況の報告を求めることができるほか、事業所等において調査をすることができる。

2 前項の規定により報告を求められた企業は、求められた事項について、速やかに知事に報告しなければならない。

(変更の届出)

第8条 認証を受けた企業は、申請の内容に変更があった場合は「沖縄県所得向上応援企業認証変更届出書（様式第3号）」により、知事に届け出るものとする。

(認証の辞退)

第9条 認証を受けた企業は、認証基準を満たさなくなったとき又は認証継続の意思を失ったときは、「沖縄県所得向上応援企業認証辞退届出書（様式第4号）」により知

事に届け出なければならない。

(認証の取消し)

第 10 条 知事は、第 6 条の評価基準遵守状況の報告を行わないとき、第 7 条の状況確認に応じないとき、認証企業が認証基準を満たさないことが明らかになったとき、または法令に違反したとき、その他に認証企業として適当でなくなったと認めるときは、「沖縄県所得向上応援企業認証取消通知書（様式第 5 号）」により、当該企業の認証を取り消すことができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項がある場合は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 12 月 9 日から施行する。